

瀬戸市訓令第4号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第5条、第6条関係） 1から5まで <省略> 6 健康福祉部						別表第2（第5条、第6条関係） 1から5まで <省略> 6 健康福祉部					
主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
<省略>						<省略>					
国保年 金課	国民健康保険			①<省略> ②資格確認書等の交付 ③から⑤まで<省略>		国保年 金課	国民健康保険			①<省略> ②被保険者証の交付 ③から⑤まで<省略>	
	<省略>						<省略>				
	後期高齢者医 療			①<省略> ②資格確認書等の引渡し ③資格確認書等の返還の受 付 ④及び⑤<省略>			後期高齢者医 療			①<省略> ②被保険者証及び資格証明 書の引渡し ③被保険者証及び資格証明 書の返還の受付 ④及び⑤<省略>	
7及び8 <省略>						7及び8 <省略>					

附 則

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。